



令和5年2月20日

桜台自治会会員様

自治会館の人数制限の撤廃について

自治会長 星野 勝弘

新型コロナウイルス感染の第8波が鎮静に向かいつつある中、1月27日、政府から各都道府県に通知された事務連絡、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づき、大規模イベントの人数制限の撤廃がされています。

定員までの人数においてマスクをした条件で、大声を出す、出さないに関係なく、主催者の安全対策等計画書の県へ提出が条件です。

桜台自治会では、従来通り下記のコロナウイルス感染症対策を実施する条件で、自治会館(別館を含む)の人数制限を撤廃することにしましたので通知します。

記

1. マスクは着用すること。
2. 会館使用者は入室前に、体温を測定し平熱を確認したのち、手をアルコール消毒し、使用者名簿に氏名、住所、電話番号、体温、異常の有無等を記入すること。
3. 机、いす等の使用後は手が触れた部分はアルコールで拭くこと。
4. 換気は十分に行うこと。
5. 体調に異変のある人は利用しないこと、また利用者で新型コロナウイルスに感染した人が出た場合は、クラスター対応のために自治会事務局に連絡してください。

以上